

市第 183 号議案

横浜市保育所条例の一部改正

横浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例（昭和26年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「実施」を「提供」に改め、「児童」の次に「又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る児童」を加える。

第 4 条第 1 号中「実施」を「提供又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置」に改める。

第 9 条を第10条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第 9 条 保育所において保育を受ける児童（法第24条第 5 項又は第 6 項の規定による措置に係る児童を除く。）の支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。）は、同法第27条第 3 項第 1 号の規定により定められた支給認定教育・保育（同条第 1 項に規定する支給認定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。）に係る費用の額又は同法第28条第 2 項第 1 号の規定により定められた特定教育・保育（同法第27条第 1 項に規定する特定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。）に係る費用の額の使用料を納付しなければならない。

別表第 1 中

横浜市天王町保育園 横浜市保土ヶ谷保育園	を
横浜市天王町保育園	に、
横浜市南日吉保育園 横浜市箕輪保育園	を
横浜市南日吉保育園	に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市保土ヶ谷保育園及び横浜市箕輪保育園を廃止するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い保育所の使用料に関する規定を設ける等のため、横浜市保育所条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市保育所条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（入所児童）

第 2 条 保育所に入所できる者は、法第 24 条第 1 項の規定により保育の提供を必要と認められた児童又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る児童とする。

（退所又は保育停止）

第 4 条 市長は、保育所に入所した児童が次のいずれかに該当するときは、保育所から退所させ、又はその保育を停止することができる。

- (1) 法第 24 条第 1 項の規定による保育の提供又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置の解除又は変更があったとき。

（第 2 号省略）

（使用料）

第 9 条 保育所において保育を受ける児童（法第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定による措置に係る児童を除く。）の支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。）は、同法第 27 条第 3 項第 1 号の規定により定められた支給認定教育・保育（同条第 1 項に規定する支給認定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。）に係る費用の額又は同法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により定められた特定教育・保育（同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいい、保育所における保育に限る。）に係る費用の額の使用料を納付しなければならない。

(委 任)

第 10 条 (本 文 省 略)
 第 9 条

別 表 第 1 (第 1 条 第 2 項)

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市保土ヶ谷区
横浜市天王町保育園	
横浜市保土ヶ谷保育園	
(省 略)	
(省 略)	
(省 略)	横浜市港北区
横浜市南日吉保育園	
横浜市箕輪保育園	
(省 略)	